

第28号議案

**品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例の一部を改
正する条例**

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱野 健

**品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例の一部を
改正する条例**

品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例（平成24年
品川区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条および第4条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」
に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）工場立地法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。